

航空安全プログラム(SSP)の改正、 航空安全実施計画(仮称)(NASP)策定について

国土交通省 航空局

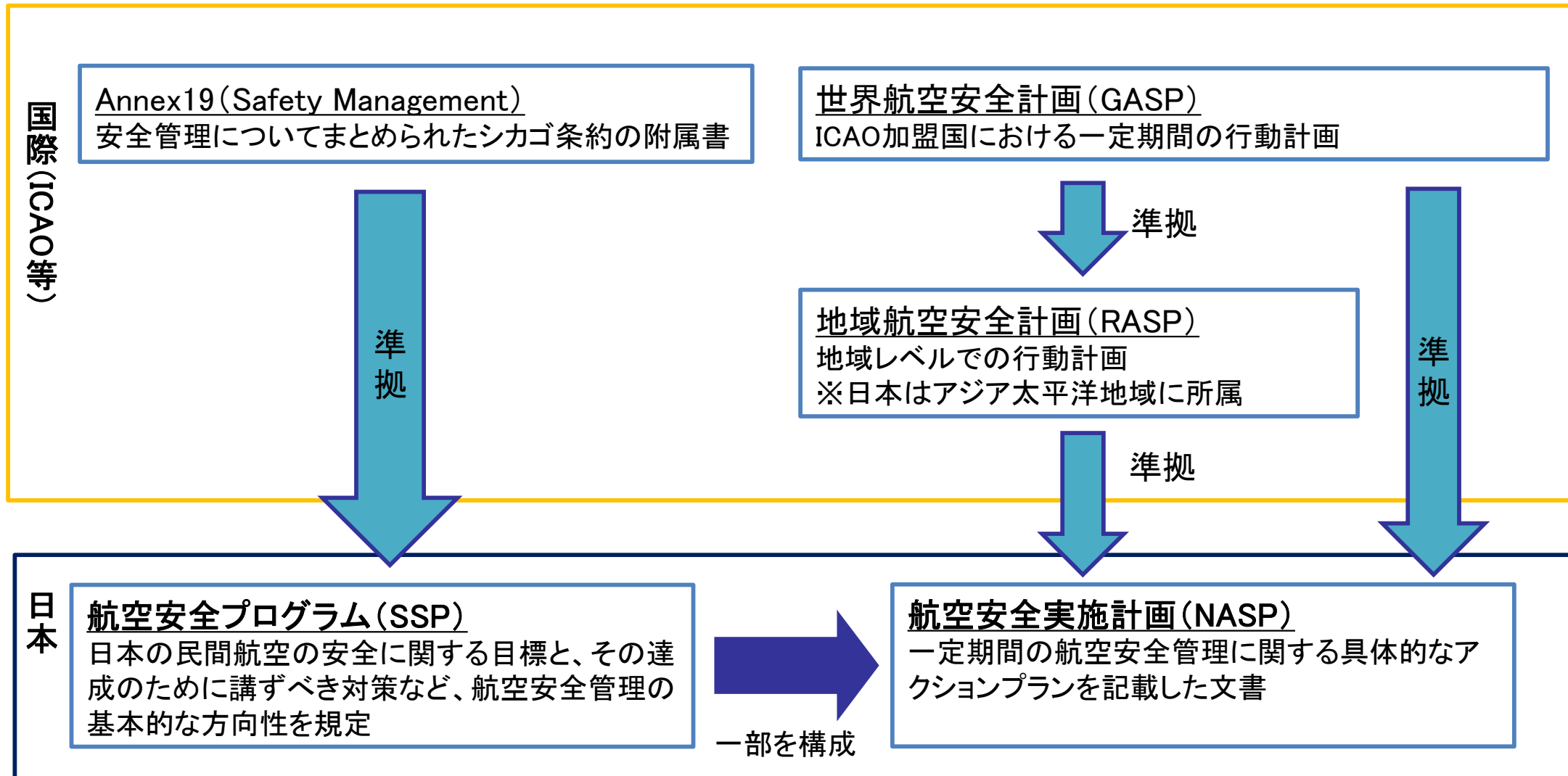
安全企画室

令和7年11月6日

ICAO及び日本におけるSSP/NASPの位置付け

SSP: 我が国の航空安全管理の体制・機能のあり方を定めるもの

NASP: SSPで定められた目標の達成に向けて、一定期間の具体的な取組を定めるもの



航空安全プログラム(SSP)の概要

- 航空安全プログラム(SSP: State Safety Programme)とは、国際民間航空条約第19附属書に従い策定され、我が国の航空安全管理の体制・機能のあり方を定めたもの。
- 各国においても第19附属書に準拠しつつ、具体的な取組方法や安全目標等を定めている。

第19附属書※の構成

第1章 定義、第2章 適用

第3章 安全管理に係る国の責任

各国が、以下の4つの構成要素からなるSSPを策定することを要求。

- 構成要素 1 国が、航空安全の基盤となる法制度を整備すること、国の目標と方針を定めること等
- 構成要素 2 国が、特定のプロバイダへSMS実装義務付けること、収集した安全に係る情報からハザードを特定・リスクを評価すること等
- 構成要素 3 国が、検査や監査を通じて、事業者が安全基準を順守していることを継続的に監視すること等
- 構成要素 4 国が、航空業界内外へ安全情報の共有を促進し、積極的な安全文化の醸成を図ること等

第4章 SMS

プロバイダが実装すべきSMS要件を規定。

第5章 安全情報の取扱い

安全に係る情報の収集、分析、保護、共有に関して規定。自発報告制度の確立も要求。

準
拠

SSP(令和5年5月)の構成

第1章 安全方針と取組(構成要素 1)

安全目標(死亡事故・全損事故ゼロ、15年間で50%削減)、安全方針を設定。航空法規が整備されていることなどを規定。

第2章 安全に係るリスク管理(構成要素 2)

SMSの確立が求められるプロバイダが実装すべき内容や、航空当局が収集した安全情報について分野別部会・安全情報分析委員会により分析する旨規定。

第3章 安全の保証(構成要素 3)

検査、監査、その他の監視活動を継続的に行う旨規定。

第4章 安全の推進(構成要素 4)

安全に係る情報を関係者と共有することや、自発報告制度の実施について規定。

第5章 その他の取組

航空安全当局内部の情報共有、航空活動関係者との双方向意思疎通の促進や、SSPの毎年1回定期的な見直しについて規定。

航空安全実施計画(NASP)の概要

- 航空安全実施計画(NASP: National Aviation Safety Plan)とは、SSPで定められた目標の達成に向けて、一定期間の具体的な取組を記載した文書。ICAOの策定する世界航空安全計画(GASP)や策定マニュアルを踏まえ、各国で策定。
- 背景や特定した課題等を記載した「本文」と、課題に対する具体的な取組をまとめた「付録」で構成される。

NASPの構成(策定マニュアルより)

第1章 はじめに

国の民間航空状況、NASPとSSPの関係、NASP策定と運用及びモニタリングに係る責任機関について等

第2章 目的

計画期間、本計画の目的が特定された安全課題を除去又は低減すること等

第3章 運航上の課題

- ・国内で発生した事故・重大インシデントの統計
- ・国のハイリスク分野(HRCs)として特定したもの
- ・その他の運航上の課題として特定したもの 等

第4章 組織上の課題

USOAP (Universal Safety Oversight Audit Programme: 国際航空安全監視監査プログラム)※結果の状況と特定した組織上の課題等

第5章 戦略的方針

目標(Goal)・ターゲット(Target)・指標(Indicator)の一覧表

第6章 モニタリング

設定した具体的取組(SEI: 安全強化イニシアチブ)実施状況の測定等

付録

設定した安全強化イニシアチブ(SEI)の一覧

策定マニュアル※

- ・ ICAO Doc 10131
「Manual on the Development of Regional and National Aviation Safety Plans」
NASPの作成のプロセスとひな形が示されている。
- ・ ICAO Doc 10161
「Global Aviation Safety Roadmap」
GASPのターゲットに関連した具体的な取組例が示されている。



※ ICAOにおいて現在は改訂作業が行われている(改訂については6頁に記載)

目標(Goal)・ターゲット(Target)・指標(Indicator)の例

目標(Goal)	ターゲット(Target)	指標(Indicator)
Goal1: 運航上の課題 の継続的改善	2028年までにHRCsに係る航空 事故及び重大インシデントの発 生率の低減	100万運航数当たりの HRCsに係る、死亡者を 伴う航空事故発生件数

安全強化イニシアチブ(SEI)の例

滑走路誤進入に係る安全リスクの除去又は低減に対するSEI

施策(Action)	タイムライン	責任機関	関係者
Runway safety action plan 及び Runway safety teamsの設置及び 実行	～2028末	安全部	運航者、 空港...
状況認識を促進する技術活用 (ASMGCS、ARIWS等)	～2028末	安全部	航空保安業 務提供者...

※USOAP: ICAOが締約国すべてに対して、国内制度への国際標準等の導入状況の確認、安全監督能力の評価等を行う監査活動

SSPに係る国際動向等について

○ 国際民間航空条約第19附属書に従い策定されるが、ICAOにおいて改訂作業が行われ令和8年11月より適用見込みであり、SSPの所要の改正が必要。

第19附属書の主な改訂内容

- 安全管理に係る要件の追加
 - ①リスクベース監視の実施
 - ②ハザードに対するリスク評価及びリスク低減策の決定プロセス(安全リスク管理プロセス)の確立・文書化
- SMSの適用対象の拡大
 - ③ヘリポート運営者への拡大
 - ④遠隔操縦航空機システムに係る運航者及び整備者への拡大
- 安全情報の活用の拡大(単なるデータ収集から戦略的な活用へ)
 - ⑤国際標準に準拠した安全情報の分類法(Taxonomy)を導入し、国際的な情報共有を促進
 - ⑥サービスプロバイダ間の情報共有の促進

必要な対応等

- ①監視活動において、より安全上の懸念がある分野を優先するため、「安全リスクプロファイル」を作成し、評価する手順を確立・実施
- ②リスク評価及びリスク低減策を決定する手順等の明確化を検討
- ③ヘリポート運営者へのSMS適用は、我が国においては既に対応済み
- ④遠隔操縦航空機システムについては、国内に対象事業者がおらず、ICAOにおいて議論を要するRPAS関連の要件が一部残っているため相違通報を行う方向で検討中
- ⑤安全情報の適切な分類法を設定し、収集する情報に適切な分類を付与できるようにシステム改修
- ⑥データベースシステムやポータルサイトを共有プラットフォームとして更に活用

○ 第19附属書の改訂を受け、必要な事項をSSPに反映するため、SSPの改正を行うこととしたい。

- 第19回技術・安全部会において、GASP、策定マニュアルや諸外国例を参考として、「NASPの構成案」、「目標(Goal)・ターゲット(Target)」及び「安全上の課題」の一部を議論。
- その後、ICAOにおいて次期GASP(2026~2028)策定や策定マニュアル等の改訂作業が進められた。

第19回技術・安全部会における主な意見

- 世界と足並みをそろえて進めていく観点で、GASPと同じ方向性でNASPを検討し、過度に日本独自なものにならないことが重要。
- HRCとしてGASPと同様の5つを採用すべき。
- 運航上のその他の課題として、TURB(乱気流)や、GCOL(地上での衝突)、ドローンに関するもの、グランドハンドリングのスタッフの人材不足等を課題として設定してもよいのではないか。
- 国内の既存政府計画と齟齬の無いように留意する必要あり。

等

GASP、策定マニュアル等の主な変更点

- 「Goal 1: 運航上の課題の継続的改善」の内容として、新たに3つの運航上のその他の課題を追加。(TURB、ARC、SCF-NP)
- 「Goal 5: 航空安全計画の強化」の新設を含む目標(Goal)の一部変更。
- その他、各GoalのTargetの細分化などの更新。
- ターゲットに関連した具体的な取組例の追加。
- その他NASPのひな形構成の入れ替え

等

- 上記の国際動向やこれまでの議論等を踏まえつつ、NASPの計画期間を2026年4月~2028年末とした上で、ICAOにおける次期GASPに関する議論状況や策定マニュアルに準拠する形で改めて検討を行うこととしたい。